

オフィシャルオールサポート利用規約

株式会社オフィシャル

第1章 総則

第1条（規約の適用）

- 1 株式会社オフィシャル（以下「当社」といいます。）は、このオフィシャルオールサポート利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づきオフィシャルオールサポート（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本サービスの利用に関しては、本規約のほか、料金表その他当社が別途定める個別規定（以下「個別規定」といいます。）がある場合には、これらが適用されるものとします。
- 3 本規約と個別規定の内容が異なる場合は、個別規定が優先して適用されるものとします。

第2条（規約の変更）

- 1 当社は、民法548条の4の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することがあります。
 - （1）契約者の一般の利益に適合するとき
 - （2）変更が本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、効力発生日までに、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と認める方法により周知するものとします。
- 3 変更後の本規約は、当社が定める効力発生日から適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- （1）「本サービス」とは、当社が提供するオフィシャルオールサポートをいいます。
- （2）「契約者」とは、本規約に基づき当社と本サービス利用契約を締結した個人をいいます。
- （3）「申込者」とは、本サービスの利用を申し込む者をいいます。
- （4）「契約締結日」とは、第6条第1項の規定により本サービス利用契約が成立した日をいいます。
- （5）「遠隔サポート」とは、インターネット回線を利用して契約者の機器へ遠隔接続し、設定、操作支援その他のサポートを行うサービスをいいます。
- （6）「カメラ共有サポート」とは、契約者のスマートフォンその他の通信端末のカメラ機能を利用して映像を共有しながら行うサポートをいいます。
- （7）「訪問設定サービス」とは、当社又は当社が指定する委託事業者が契約者の設置場所へ訪問し、機器の設定その他の作業を行うサービスをいいます。
- （8）「故障診断・修理支援サービス」とは、契約者設備の故障原因の診断、修理先の案内、修理手続に関する支援その他これらに付随するサービスをいいます。
- （9）「料金表」とは、本サービスの利用料金その他の費用を定める【別紙1】料金表をいいます。
- （10）「デバイス補償特典」とは、本サービス契約者を対象として【別紙2】に定める内容で提供される補償特典をいいます。

第4条（サービス内容）

本サービスは、次の各号に定めるサービスにより構成されます。

- （1）電話サポート
- （2）パソコンの遠隔サポート
- （3）スマートフォン及びタブレットの遠隔サポート
- （4）スマートフォンカメラ共有サポート
- （5）訪問設定サービス（有償）
- （6）訪問設定サービス利用料金の割引
- （7）パソコンの故障診断・修理支援サービス
- （8）スマートフォンの故障診断・修理支援サービス
- （9）デバイス補償特典
- （10）その他当社が提供する付随サービス

第2章 契約

第5条（契約条件）

- 1 本サービスは、当社が提供するオフィシャル光（OF Cネットを含む。）契約者を対象として提供します。
- 2 本サービスは、単独で契約することはできないものとします。
- 3 本サービスは、個人を対象とします。
- 4 契約者は、本サービスの提供を受けるために必要な通信環境、電源、端末設備その他利用環境を自らの責任と費用において準備し、維持するものとします。

第6条（契約の申込み及び成立）

- 1 本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
- 2 本サービス利用契約は、当社が申込みを承諾した時に成立するものとします。
- 3 当社は、申込みに際し、本人確認書類その他必要な資料の提出を求めることがあります。
- 4 申込者は、申込みにあたり、真実かつ正確な情報を届け出るものとします。
- 5 当社は、本サービス利用契約成立後、契約内容を記載した書面又は電磁的方法による契約書面を交付します。

第7条（申込みの承諾）

- 1 当社は、申込者から申込みがあった場合、必要な審査を行ったうえで承諾するものとします。
- 2 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、申込みを承諾しないことがあります。
 - （1）申込内容に虚偽、誤記又は記載漏れがあるとき。
 - （2）本サービス又は当社が提供する他のサービスの利用料金その他の債務の履行に不安があるとき。
 - （3）過去に当社サービスの利用停止又は契約解除を受けたことがあるとき。
 - （4）本サービスを適切に提供することが技術上又は運用上困難であるとき。
 - （5）反社会的勢力に該当し、又はこれと関係を有すると当社が判断したとき。
 - （6）その他当社が本サービスの提供を不相当と判断したとき。

第8条（利用料金及び課金開始日）

- 1 契約者は、本サービスの対価として、料金表に定める利用料金を支払うものとします。
- 2 本サービスの利用料金は、契約締結日から課金を開始するものとします。
- 3 月額利用料金は、日割計算を行わないものとします。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りではありません。
- 4 契約者は、当社が指定する方法により利用料金その他本サービスに関する費用を支払うものとします。
- 5 既に支払われた料金は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き返還しないものとします。

第9条（契約内容の変更）

- 1 契約者は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他当社へ届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。
- 2 契約者は、本サービスの契約内容の変更を希望する場合は、当社所定の方法により申し込むものとします。
- 3 変更内容によっては、当社所定の手数料その他の費用が発生する場合があります。
- 4 第1項の届出を怠ったことにより契約者に損害又は不利益が生じた場合であっても、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第3章 サービス

第10条（サービスの提供）

- 1 当社は、契約者に対し、本規約の定めに従い、本サービスを提供するものとします。
- 2 当社は、サービス品質の維持又は向上その他運営上必要がある場合には、本サービスの内容を変更し、追加

し、又は廃止することがあります。

- 3 前項の場合、当社は契約者に対し、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と認める方法により周知するものとします。

第11条（サービス提供時間）

- 1 本サービスの受付時間は、当社が別途定める時間とします。
- 2 受付時間は、メンテナンスその他の事情により変更する場合があります。

第12条（電話サポート）

- 1 当社は、契約者から機器の操作方法、通信設定その他本サービスに関する問い合わせを受けた場合には、電話により必要な助言、説明その他のサポートを行うものとします。
- 2 電話サポートは、契約者から提供された情報に基づいて実施するものであり、当社は、契約者設備の状態を直接確認することなく対応する場合があります。
- 3 当社は、契約者から提供された情報のみでは原因の特定又は問題の解決が困難であると判断した場合には、遠隔サポート、スマートフォンカメラ共有サポート、訪問設定サービスその他適当と認める方法による対応を案内することがあります。
- 4 当社は、電話サポートにより契約者設備の故障、障害又は不具合が必ず解消されることを保証するものではありません。

第13条（遠隔サポート）

- 1 当社は、契約者から要請があり、かつ契約者の同意を得た場合に限り、パソコン、スマートフォン及びタブレットを対象として、インターネット回線を利用して対象機器へ接続し、設定、操作支援その他必要なサポートを行うものとします。
- 2 契約者は、遠隔サポートの実施にあたり、当社担当者の指示に従い、必要な操作その他当社が求める事項に協力するものとします。
- 3 契約者は、遠隔サポートの実施に必要な通信環境、電源、対象機器その他必要な設備を、自己の責任と費用において準備し、維持するものとします。
- 4 当社は、通信環境、対象機器の状態、セキュリティ設定その他の事情により、遠隔サポートを実施できない場合があります。
- 5 当社は、遠隔サポートにより契約者設備の故障、障害若しくは不具合が必ず解消されること、又は契約者が期待する結果が得られることを保証するものではありません。

第14条（スマートフォンカメラ共有サポート）

- 1 当社は、契約者からの要請があった場合には、スマートフォンその他通信端末のカメラ機能を利用し、映像を共有しながら機器の接続状況その他必要な事項を確認し、操作支援を行うものとします。
- 2 本サービスは、契約者自身が機器を操作することを前提として提供されるものとします。
- 3 当社は、映像共有により確認できない事項については、回答又は対応ができない場合があります。

第15条（訪問設定サービス）

- 1 契約者は、当社又は当社指定事業者が提供する訪問設定サービスを利用することができます。
- 2 訪問設定サービスの内容は、当社又は委託事業者が別途定めるものとします。
- 3 訪問設定サービスの実施日時は、契約者と当社又は委託事業者との協議により決定するものとします。
- 4 訪問設定サービスに要する訪問費、出張費、交通費、点検費、診断費、配送料、送料その他作業内容に応じて発生する費用については、契約者の負担とします。
- 5 訪問設定サービスは、契約者の希望する日時又は時間帯に実施されることを保証するものではありません。
- 6 当社又は委託事業者は、天災、交通事情その他やむを得ない事情により訪問日時を変更することがあります。

第16条（訪問設定料金割引サービス）

- 1 契約者は、当社又は当社が指定する委託事業者が実施する訪問設定サービスについて、別紙料金表に定める

割引料金の適用を受けることができます。

- 2 前項の割引は、訪問設定サービスに限り適用されるものとし、故障診断、修理、部品交換その他修理支援を目的とする訪問については適用されないものとします。

第17条（故障診断・修理支援サービス）

- 1 契約者は、契約者設備に故障その他の不具合が発生した場合には、当社に対し故障診断又は修理支援を依頼することができます。
- 2 当社は、電話、遠隔サポート、スマートフォンカメラ共有サポート又は訪問その他適当と認める方法により、故障原因の調査、修理先の案内、修理手続その他必要な支援を行うものとします。
- 3 修理は、メーカー、販売店、修理業者その他当社が指定する事業者により実施されるものとします。
- 4 修理費、部品代、配送費、送料、訪問費、出張費、交通費その他修理に要する費用は、契約者の負担とします。ただし、メーカー保証その他第三者による保証制度の適用がある場合は、この限りではありません。
- 5 当社は、修理、交換又は復旧の完了を保証するものではありません。

第18条（サポート対象機器）

- 1 本サービスの対象機器は、契約者が所有又は使用する次の機器とします。
 - (1) パソコン
 - (2) スマートフォン
 - (3) タブレット
 - (4) ルーター
 - (5) その他当社が認める機器
- 2 前項にかかわらず、製造元のサポートが終了した機器、著しく古い機器又は特殊な機器については、サポート対象外とする場合があります。

第19条（サポート対象事項）

本サービスにおいて対応する事項は、次の各号に定めるものとします。

- (1) インターネット接続設定
- (2) 電子メールソフトの設定
- (3) 無線LAN接続設定
- (4) その他当社が対応可能と判断した事項

第20条（サポート対象外事項）

当社は、次の各号に定める事項についてサポートを行わないものとします。

- (1) 対象機器の分解、修理又は改造
- (2) データの復旧、復元又はバックアップ作業
- (3) プログラム開発又はシステム構築
- (4) サーバー、基幹システムその他高度な業務システムの保守運用
- (5) 個人情報、機密情報その他重要な情報の管理、保存、漏えい防止その他情報セキュリティに関する判断又は保証
- (6) 情報セキュリティ対策の構築、運用、監査若しくは脆弱性診断又はサイバー攻撃その他のセキュリティインシデントへの対応
- (7) 違法ソフトウェア又は海賊版ソフトウェアに関する支援
- (8) 第三者サービスの障害対応
- (9) 金融取引、株式取引その他重要な経済行為の代行
- (10) パスワードの解析又は解除
- (11) 法令又は公序良俗に反する事項
- (12) その他当社がサポートの対象外と判断する事項

第21条（契約者の協力義務）

- 1 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で当社へ協力するものとします。

- 2 契約者が必要な協力を行わないことによりサービス提供ができない場合、当社は責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、遠隔サポート実施前に必要なデータのバックアップを行うものとします。
- 4 契約者は、自らの役員、従業員その他業務委託先に本サービスを利用させることができるものとし、当該利用者による行為について一切の責任を負うものとします。

第22条（デバイス補償特典）

- 1 契約者は、本サービスの特典として、【別紙2】「デバイス補償特典」を利用することができます。
- 2 デバイス補償特典は、本サービスに付帯して提供されるものであり、単独で利用し、又は契約することはありません。
- 3 デバイス補償特典に係る補償内容、補償対象機器、保険金額、保険金請求手続、補償対象外事項その他利用条件については、【別紙2】の定めによるものとします。
- 4 保険金の支払の可否及び支払額は、引受保険会社が決定するものとし、当社はその審査又は決定について責任を負わないものとします。

第4章 利用停止・契約終了

第23条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告のうえ、本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。ただし、緊急を要する場合その他相当の理由がある場合は、催告を要しないものとします。
 - (1) 本サービスの利用料金その他当社に対する支払債務の履行を怠ったとき
 - (2) 本規約に違反したとき
 - (3) 当社に対し虚偽の届出又は申告を行ったとき
 - (4) 当社又は第三者の権利又は利益を侵害し、又は侵害するおそれがあるとき
 - (5) その他前各号に準ずる事由があり、本サービスの適切な提供が困難であると当社が合理的に判断したとき
- 2 利用停止期間中であっても、契約者は本サービス利用料金その他本規約に基づく支払義務を免れないものとします。

第24条（契約者による解約）

- 1 契約者は、当社所定の方法により、本サービス利用契約を解約することができます。
- 2 解約日は、当社が解約申請を受理した日又は契約者が希望する日とします。
- 3 本サービスを解約した場合であっても、当社が提供する他のサービスの契約は終了しないものとします。
- 4 契約者は、解約時に未払利用料金その他本規約に基づく債務がある場合は、契約終了後もその支払義務を負うものとします。

第25条（当社による解除）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告を要することなく本サービス利用契約を解除することができます。
 - (1) 第23条第1項各号のいずれかに該当し、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず改善されないとき
 - (2) 反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係を有すると判明したとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続の申立てがあったとき
 - (4) 補償請求その他本サービスの利用に関し、不正又は詐欺その他信義則に反する行為があったとき
 - (5) その他前各号に準ずる事由があり、契約の継続が困難であると当社が合理的に判断したとき
- 2 契約者が、本サービスの提供を受ける前提となるオフィシャル光利用契約が終了した場合は、本サービス利用契約も同時に終了するものとします。
- 3 前項の場合における本サービスの終了日は、オフィシャル光利用契約の終了日とします。
- 4 契約終了時にデバイス補償特典について保険金請求中の事故がある場合は、事故発生日において本サービス利用契約が有効に継続していたときに限り、【別紙2】の定めに従い保険金請求を行うことができるものとし

ます。

- 5 契約者は、本サービス利用契約の終了により期限の利益を失い、本サービスに関して当社に対して負担する一切の債務を直ちに履行するものとします。

第26条（契約終了後の取扱い）

- 1 本サービス利用契約が終了した場合、契約者は本サービスを利用する権利を失うものとします。
- 2 本サービス利用契約終了後は、電話サポート、遠隔サポート、訪問設定サービス、訪問設定料金割引、故障診断・修理支援及びデバイス補償特典その他本サービスに付随する一切のサービスを利用することはできません。
- 3 契約終了前に発生した利用料金、訪問費、出張費、交通費、修理費、部品代、配送費その他契約者が負担すべき費用については、契約終了後なお支払義務を負うものとします。

第5章 責任

第27条（費用負担）

- 1 契約者は、本サービスの利用に伴い発生する利用料金、訪問費、出張費、交通費、修理費、部品代、配送費、送料その他本サービスの提供又は利用に要する費用について、本規約、料金表又は当社が別途定めるところに従い負担するものとします。ただし、法令又は本規約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。
- 2 故障診断、修理支援又は訪問設定の結果、契約者設備の故障、老朽化、設定不良その他当社の責めに帰すべき事由によらない事由が判明した場合は、その対応に要した費用は契約者の負担とします。
- 3 メーカー保証、販売店保証、保守契約その他第三者による保証制度が適用される場合は、当該保証制度が優先して適用されるものとし、当社は保証義務を負わないものとします。
- 4 当社は、契約者がメーカー、販売店、修理業者その他第三者へ支払う費用を負担する義務を負わないものとします。

第28条（損害賠償）

- 1 当社は、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、契約者が現実に被った通常かつ直接の損害に限り賠償するものとします。
- 2 前項の損害賠償額は、当該損害発生月を含む直近3か月間に契約者が当社に支払った月額利用料金の総額を上限とします。
- 3 当社は、次の各号に掲げる損害については責任を負わないものとします。
 - (1) 逸失利益
 - (2) 営業機会の喪失
 - (3) 事業の中断
 - (4) データの消失、毀損又は変更
 - (5) 第三者からの損害賠償請求
 - (6) 間接損害又は特別損害
- 4 当社の故意又は重大な過失による場合は、本条の責任制限は適用しないものとします。

第29条（免責）

- 1 当社は、本サービスにより契約者設備の故障、不具合又は障害が解消されること、又は契約者が期待する結果が得られることを保証するものではありません。
- 2 電話サポート、遠隔サポート、カメラ共有サポート、訪問設定及び故障診断・修理支援は、契約者に対する技術的支援を目的として提供するものであり、修理、交換、復旧、性能改善又は動作保証を行うものではありません。
- 3 当社は、メーカー、販売店、修理業者、宅配事業者その他第三者が実施する修理、交換、配送、保守その他の役務について、その内容、品質、実施時期、実施結果その他一切の事項について責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、遠隔サポート、訪問設定、故障診断その他本サービスを利用する前に、自らの責任と費用におい

て必要なデータの保存及びバックアップを行うものとします。

- 5 当社は、データの消失、毀損、漏えい、変更、復元その他データに関して契約者又は第三者に生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
- 6 通信環境、インターネット回線、電気通信設備、クラウドサービス、OS、ソフトウェアその他第三者が提供するサービス又は設備に起因して本サービスの全部又は一部を利用できなかった場合であっても、当社は責任を負わないものとします。
- 7 デバイス補償特典に係る保険金の支払の可否、支払額その他保険契約に関する判断は引受保険会社が行うものとし、当社は当該判断について責任を負わないものとします。
- 8 当社は、天災地変、停電、通信障害、戦争、騒乱、感染症の流行、法令の制定若しくは改廃、公権力による命令その他当社の責めに帰することができない事由により契約者に生じた損害について責任を負わないものとします。

第6章 雑則

第30条（契約者の義務）

- 1 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 本規約及び法令を遵守すること。
 - (2) 当社又は委託事業者が本サービスを提供するために必要な協力を行うこと。
 - (3) 登録情報その他当社へ届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
 - (4) 本サービスの利用に必要な通信環境、電源その他の利用環境を適切に維持すること。
 - (5) デバイス補償特典の利用に当たり、事故状況その他必要事項について真実を申告すること。
- 2 契約者は、本サービスの利用に関し、自己又は自己の役員、従業員その他関係者の責めに帰すべき事由により当社又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第31条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者は、現在及び将来にわたり、自ら及びその役員、実質的支配者その他経営に関与する者が反社会的勢力に該当せず、かつ反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、保証するものとします。
- 2 契約者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。
 - (1) 暴力的要求行為
 - (2) 法的責任を超えた不当要求
 - (3) 脅迫的言動又は暴力行為
 - (4) 風説の流布、偽計又は威力による当社の信用毀損又は業務妨害
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 契約者が前二項に違反した場合、当社は何らの催告を要することなく本サービス利用契約を解除することができます。
- 4 前項により契約が終了した場合であっても、契約者は当社に対し何らの請求をすることができないものとします。

第32条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本サービス利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務を第三者へ譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

第33条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、本サービスの提供、契約管理、料金請求、問い合わせ対応、故障診断、修理支援、デバイス補償特典の運営その他本サービスの提供に必要な範囲で契約者情報を利用するものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、委託事業者、修理業者、保険会社その他提携事業者へ契約者情報を提供することがあります。
- 3 当社は、契約者情報を個人情報の保護に関する法律その他関係法令及び当社プライバシーポリシーに従い適切に取り扱うものとします。

第34条（サービス内容の変更又は終了）

- 1 当社は、事業運営上、技術上又は法令上の必要がある場合には、本サービスの全部又は一部を変更し、追加し、又は終了することがあります。
- 2 当社は、前項の場合には、相当期間前までに当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と認める方法により契約者へ周知するものとします。ただし、軽微な変更又は緊急を要する場合は、この限りではありません。

第35条（分離可能性）

本規約の一部が法令その他により無効又は執行不能とされた場合であっても、その他の規定は引き続き有効に存続するものとします。

第36条（準拠法及び合意管轄）

- 1 本規約の成立、効力、履行及び解釈については日本法を準拠法とします。
- 2 本サービスに関して契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じて、さいたま簡易裁判所又はさいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- 1 本規約は、令和8年8月8日から施行します。
- 2 本規約施行以前に締結された契約についても、本規約施行日以後は本規約を適用するものとします。この場合において、契約者に不利益な内容の変更については、民法548条の4その他法令に定める手続によるものとします。

【別紙1】料金表

1. 月額利用料金

(1) 月額利用料金は次のとおりとします。

サービス名	月額料金 (税込)
オフィシャルオールサポート	1,650円

※月額利用料金は、利用開始日又は利用終了日にかかわらず日割計算を行わないものとします。

(2) 本サービスには、次のサービスを含みます。

- ①電話サポート
- ②パソコンの遠隔サポート
- ③スマートフォン及びタブレットの遠隔サポート
- ④スマートフォンカメラ共有によるサポート
- ⑤訪問設定サービス (有償)
- ⑥訪問設定料金の割引 (通常料金 16,500 円 (税込) →割引適用後料金 11,000 円 (税込))
- ⑦パソコン及びスマートフォンの故障診断・修理支援サービス
- ⑧デバイス補償特典

※遠隔サポートには、当社が指定する遠隔サポートシステムを使用します。

※訪問設定及び訪問修理は、当社が指定する委託事業者により実施します。

※訪問設定料金の割引は訪問設定サービスに限り適用され、訪問修理、故障診断その他修理支援を目的とする訪問には適用されません。

※費用は作業内容に応じた実費を当社又は委託事業者から契約者へ請求します。

2. 訪問設定の内容及び料金等

(1) 訪問設定サービスには、マニュアル又は手順書に基づく初期設定作業、作業日程の調整及び作業報告を含むものとします。

(2) 訪問設定サービスは有償とし、料金は次の各号に定めるとおりとします。

〔基本作業費〕 (表示金額はすべて税込表記)

項目	通常料金	割引適用時	単位	備考
ネット設定作業費	16,500円	11,000円	1 件	HGW又はルーターへの I S P 情報入力及び端末 1 台の W i - F i 接続設定 (基本訪問費を含みます。)
メール設定 (オプション)	1,650円	—	1 件	メールソフトへの 1 アカウントの設定及び送受信確認 (1 アカウントごと)
無線接続追加設定 (オプション)	1,650円	—	1 台	パソコン、タブレット、スマートフォン、プリンタその他端末の W i - F i 接続設定 (追加 1 台ごと)
延長料金	3,300円	—	30分	当社又は委託事業者の責めに帰すべき事由によらず、現地での待機又は作業延長が生じた場合
キャンセル料	5,500円	—	1 件	作業日前日の午後 6 時以降にキャンセルされた場合

〔時間外・深夜加算料金〕

時間帯	加算料金 (税込)
午前 9 時から午後 8 時まで	加算なし
午後 8 時から午後 10 時まで	5,500円
午後 10 時から午前 0 時まで	13,200円

午前0時から午前7時まで	16,500円
午前7時から午前9時まで	5,500円

- (3) 契約者の都合により作業が実施できなかった場合、訪問費、出張費その他既に発生した費用については、契約者が負担するものとします。
- (4) 前各項に定めるもののほか、その他の作業料金については、当社又は委託事業者が別に定めるものとします。
- (5) 作業料金の見積り及び訪問作業に関する事項は、次の各号に定めるとおりとします。
- ①作業内容、作業環境その他の条件に変更が生じた場合には、当社又は委託事業者は見積内容を変更し、又は再見積りを行うことがあります。
 - ②作業に必要な機器、部材その他の物品については、契約者と事前に協議のうえ準備方法を定めるものとします。
 - ③作業に必要な部品、機器その他の物品を当社又は委託事業者が調達する場合、その費用は実費として契約者に請求するものとします。
 - ④訪問先の地域、交通事情その他の事情により、当社又は委託事業者は、交通費、出張費その他必要な費用を別途請求することがあります。
 - ⑤見積書の有効期間は、発行日から1か月間とします。
 - ⑥訪問作業の日程は、契約者の希望を考慮のうえ調整するものとします。ただし、天候、交通事情、作業員の稼働状況その他やむを得ない事情により、希望する日時に訪問できない場合があります。
 - ⑦当社及び委託事業者は、訪問時刻、作業完了時刻その他の時間に関する事項を保証するものではなく、交通事情、作業状況その他の事情により、予定時刻から前後する場合があります。

3. 訪問設定料金割引

- (1) 契約者が訪問設定サービスを利用する場合は、通常料金 16,500 円（税込）のところ、割引適用後料金 11,000 円（税込）を適用します。
- (2) 本割引は訪問設定サービスに限り適用されるものとし、故障診断、修理、部品交換その他修理支援を目的とする訪問については適用しません。
- (3) 追加作業費、部材費、機器代、交通費その他通常の訪問設定作業に含まれない費用については、契約者の負担とします。

4. 故障診断・修理支援サービス

本サービスにおける故障診断・修理支援サービスの内容、利用条件及び費用については、当社又は委託事業者が別途定めるものとします。修理は当社が指定する委託事業者が実施するものとし、当社は、修理の実施、修理期間、修理完了若しくは修理結果又は契約者が期待する結果を保証するものではありません。

5. デバイス補償特典の位置付け

- (1) デバイス補償特典は、本サービスの付帯特典として提供されるものとします。
- (2) 補償内容、保険金支払条件その他の事項については、【別紙2】のとおりとします。
- (3) 保険金の支払の可否及び支払額の決定は、引受保険会社が行うものとします。

6. 各種手数料

- (1) 契約者は、次の手数料が発生する場合があります。

項目	料金（税込）
請求書郵送手数料	220円／回
コンビニ支払手数料	880円／回
契約書郵送手数料	330円／回
口座引落手数料	110円／回

- (2) 初期契約解除制度又はクーリング・オフ制度その他法令により契約者の負担が制限される場合には、その法令の定めを優先するものとします。

7. 適用範囲

本料金表はオフィシャルオールサポートに適用するものとします。

【別紙２】デバイス補償特典

１．適用

- （１）本別紙は、本規約第２２条に定めるデバイス補償特典（以下「本特典」といいます。）について適用します。
- （２）本特典は、本サービス契約者に対する付帯特典として提供されるものであり、本特典のみを単独で利用し、又は契約することはできません。
- （３）本特典は、１契約に限り適用されるものとし、名義のいかんを問わず、同一人について複数の本特典を適用することはできません。

２．概要

- （１）本サービス契約者は、本規約に定める条件に従い、本特典を利用することができます。
- （２）本特典は、当社が保険契約者となり、契約者を被保険者として当社が指定する引受保険会社との間で締結する保険契約に基づき提供されるものとしします。
- （３）本特典は、保険の対象となる通信端末に自然故障、水濡れによる故障又は外装破損等が発生した場合に、本別紙及び引受保険会社が定める保険約款等に従い保険金の支払を受けることができる特典です。
- （４）盗難、紛失その他引受保険会社が補償対象外と定める事故については、補償対象外とします。
- （５）保険金の支払の可否及び支払額の決定は、引受保険会社が行うものとし、当社はその決定に従って本特典を提供します。
- （６）契約者は、本規約のほか、引受保険会社が定める重要事項説明書、保険約款その他本特典に関する条件を確認し、これに同意したうえで本特典を利用するものとしします。

３．受付窓口

- （１）本特典に関する問い合わせ及び保険金請求の受付窓口は、次のとおりとします。
株式会社オフィシャル お客様サービスセンター
電話番号 ０５０－５０５０－４８７４
受付時間 平日１０時から１７時まで
- （２）受付時間外に受領した問い合わせ等については、翌営業日以降の対応となる場合があります。

４．引受保険会社

- （１）本特典の引受保険会社は次のとおりです。
商号 レスキュー損害保険株式会社
所在地 東京都港区三田三丁目５番１９号 住友不動産東京三田ガーデンタワー
- （２）契約者は、引受保険会社が交付する重要事項説明書その他保険契約に関する説明資料を確認するものとしします。

５．補償対象

- （１）補償対象となる通信端末は、次に掲げるものとしします。
①スマートフォン
②携帯電話
③その他当社が認める通信端末
- （２）前項のほか、補償対象となる通信端末に関する取り扱いは次の各号のとおりとします。
①日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末で、日本国内で修理可能なもの、かつ日本国内で購入可能な端末に限りします。
②端末に挿入するＳＩＭカード、メモリーカード、電池パック等及び充電器、ＡＣアダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。
③補償開始日時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末に限りします。
④初回の補償申請時に補償対象端末を登録し、以降は登録端末のみが補償対象端末となります。ただし、修理が不可能で端末を別途購入した場合は購入した端末が補償対象端末となります。

6. 補償期間

- (1) 本特典は、本サービスの契約締結日（課金開始日）の翌月 1 日から開始します。
- (2) 本特典は、本サービス契約が終了した時点で終了します。

7. 補償内容・保険金額

- (1) 補償内容は次のとおりとします。

通信端末	保険金額	免責金額	ご利用上限回数
スマートフォン 携帯電話	修理可能（注 1）：最大 50,000 円 修理不能（注 2）：最大 12,500 円	免責金額：0 円	年間 1 回まで

- (2) 損害保険金の額は、引受保険会社が保険約款に基づき算定するものとし、次の算式によって算出した額が損害保険金として支払われます。ただし、保険金額を限度とします。

修理可能：損害の額（注 3）－ 免責金額（0 円）＝ 損害保険金の額

修理不能：損害の額（注 4）－ 免責金額（0 円）＝ 損害保険金の額

- (注 1) 修理可能とは通信端末をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合や通信端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。

- (注 2) 修理不能とは、通信端末の内部基盤が修復不能な状態のため、通信端末のメーカー等での修理が不可能で、被保険者が別途通信端末を購入した状態をいいます。

- (注 3) 被保険者が負担した修理費用とします。

- (注 4) 被保険者が負担した通信端末（修理不能となった端末）を以前購入した際の費用とします。

8. 保険金が支払われない場合

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、本特典の対象外とし、保険金は支払われません。

- ①通信端末が、日本国内で販売されたメーカーの正規品以外の場合
- ②購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
- ③当該機種販売開始から 3 年を超えた通信端末に生じた自然故障
- ④通信端末のメーカー又は販売店が、自らの決定又は行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収又は修理を行った場合における、回収の原因又は修理の対象となる事由
- ⑤すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、通信端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- ⑥通信端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合
- ⑦詐欺、横領によって生じた損害
- ⑧自然の消耗、経年劣化、縮み、変色又は変質による損害
- ⑨日本国外で発生した事故による損害
- ⑩通信端末が故障又は外装破損した場合において、被保険者が通信端末のメーカー等が発行する書類を当社に提出しない場合
- ⑪通信端末が修理可能にもかかわらず、被保険者が通信端末を修理しなかった場合
- ⑫通信端末が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途同種の通信端末を購入しなかった場合
- ⑬修理の際メーカーの修理不能リストに載っている通信端末、又は修復可能な状態にもかかわらず部品がないことを理由に修理しなかった場合
- ⑭補償開始日の前日以前に生じた故障又は外装破損
- ⑮補償終了日の翌日以降に生じた故障又は外装破損
- ⑯通信端末を知人、オークションやフリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合

- (2) 次の各号のいずれかに該当する費用については、保険金の支払対象外とします。

- ①通信端末のメーカー等による通信端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失又は技術の拙劣によって通信端末の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害
- ②通信端末にかかった、修理費用以外の費用による損害（見積書発行費用、送料、出張料、Apple エクスプレス交換サービス利用料など）
- ③この条に定めのない免責事項については、引受保険会社が定める保険約款によるものとします。

9. 補償内容の変更等

引受保険会社による保険商品の改定、引受条件の変更その他やむを得ない事由がある場合は、当社は補償内容、保険金額、免責事項その他補償サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社はその内容を当社所定の方法により周知します。

10. 保険契約との関係

本別紙は保険契約の概要を定めるものであり、本別紙に定めのない事項及び保険金支払の可否その他保険契約に関する事項については、引受保険会社が定める保険約款その他の規定によるものとします。

以上